吹田市立児童会館条例及び吹田市立児童会館条例施行規則の一部改正の骨子案に対する 提出意見と市の考え方について

- 1 意見提出期間 令和5年(2023年)12月1日(金)~令和6年1月4日(木)
- 2 意見提出件数 68件 (25通)
- 3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

No.	分類 (件数)	提出意見(要約)	市の考え方
1	指定管理 者制度 (26件)	・指定管理者制度にはしないで、市の直営で運営 してほしい。移転・機能強化時には市が責任を 持って運営するべき。【18件】	児童を取り巻く環境変化への対応として、事業 内容のリニューアルが必要であると認識していま す。移転整備する日の出町児童センターについて は、指定管理者制度の導入を前提に管理運営の手 法を検討しています。 指定管理者制度の導入により、行政組織である がゆえの職員体制の硬直化、画一的運営を回避で きると考えています。民間事業者のノウハウを活 用して柔軟な運用を図ることで、安定的な館運営 体制を確保し、先駆的な児童館としての運営を実 現しようとするものです。
2		・すでに指定管理者制度が導入されている児童センターについて、運営が適切にされているかなどの妥当性を検証したうえで今回の提案がされているのか。	センター及び北千里児童センターで実施している
3		・指定管理になることで、今までやっていた量や 質は保てるのか。	指定管理者の選定の際には、様々な視点の評価 項目に基づき、専門的知見を有する委員で構成さ
4		・指定管理にするなら公益法人に限定するべき。	れる指定管理者候補者選定委員会において選定を 行います。 選定された事業者が既存館と同様に、子供たち
5		・何の保障もなく民間事業者に管理してもらうと いうのは市の責任放棄である。	選定された事業者が既存期と同様に、子供たら へのきめ細やかな対応や保護者対応、各関係機関 や地域との連携が円滑にできる体制となるよう検
6		・民間事業者では、直接要望を言うことができない。【2件】 ・民間事業者では、委託先の中での考え方でのみ 運営されるのではないか。	討します。
7		・これまで培った地域との連携も大切にしながら 引き継いでいくべき	

No.	分類 (件数)	提出意見(要約)	市の考え方
8	児童館の 運営 (24件)	・高校生までは、範囲がひろすぎる。せめて中学 生までにしてほしい。	て、子供が居たいと思える居場所づくりは重要な 要素であり、本市としても、児童館における18歳
9		・中学生、高校生にも利用ができるようにしてほしい。・一律で高校生も利用可能にするべき。・施設の利用年齢が高校生まで引き上げられることにとても希望を持っている。	までの児童の受入れの必要性を認識しています。 今回、日の出町児童センター以外の受入れ対象 は中学生までとしておりますが、今後、日の出町 児童センターの運営状況等を踏まえ、他館におい ても受入れ対象の拡大を検討していく予定です。 受入れにおいては、場所や時間を分けることな
10		・乳幼児・小学生と中高生が同じスペースにいることとなり、安全性に問題はないか。場所は確保できるのか。【6件】	
11		・中高生までに対象を広げることで、性被害や喫煙等、様々な課題への配慮が必要。【2件】	を積極的に取り入れる仕組みを検討します。特に、中高生にはとりまとめ役を担ってもらうこと
12		・子ども運営委員会をつくり、自ら運営に関わる仕組みが大切。	を期待しています。
13		・子供が登校行き渋りの段階で、社会との断絶、 孤立を防ぐため柔軟に公共施設の利用が出来ることが望まれる。	昨今の不登校児童の急激な増加などを踏まえ、 児童館において、不登校児童を含め、子供たちが 安心して過ごすことのできる居場所づくりは重要 な取組と認識しています。 受入れのためには、学校や保護者との連携が必 須であり、円滑な連携のためにはそれぞれの同意
14		・不登校児童の受入は、小中学校との日常的な連携が必須となり、当該児童にどのような対応をしていくのか心配。	が必要であると考えています。 児童館の役割としては、あくまで不登校児童へ の居場所の提供がメインであり、新たな居場所の 選択肢として、また外出への第一歩となる場所と して期待しています。

No.	分類 (件数)	提出意見(要約)	市の考え方
15		・機能強化を行い、子どもが安心して過ごすこと ができる居場所づくりを行うことは賛成。	今回の改正により追加した事業については、これまでも各児童館の創意工夫により実施してきたものです。 今回改正しようとする趣旨は、児童館機能として条例上で位置付けることにより、その機能を明確にしたことにあります。今後の児童館運営にあ
16		・充分な時間をかけて施設整備、人員体制の整備 がなければ機能強化に賛成できない。	たり、求められる機能を確実に実施したうえで、 取組を発展させていくことが重要であると考えています。 中高生の受入れについては、これまで本市の児 童館では行っていない内容ですが、職員研修を実
17		・吹田市内で地域によって利用規定が異なるのは、おかしいことであり、一律同じなのが当然である。	ボランティアの活用等により、受入れの促進につ
18		・新たな追加的取り組みについては、段階的かつ施設の状況に応じた取り組みとすることを求める。	なげることも考えられます。 機能強化に係る取組については、地域の実情に 応じた特色のある取組を各館で実施していくこと が重要であり、取組内容によっては、段階的かつ
19		・新たに相談業務とあるが、関係機関との協力・連携がどこまでできるのか疑問である。	施設の状況に応じて実施していく必要があると認識しています。
20		・日曜休館には反対。【4件】	日の出町児童センターにおいては、平日は開館時間を20時までとし、学校帰りの子供の居場所として利用が想定され、休館日としての設定が望ましくないことから、職員体制の確保も鑑み、日曜日を休館日として設定したものです。なお、今回の改正案において、地域交流に資する事業を行うことができるとしており、子供食堂等への貸室・貸館、また地域団体やNPO等と連携した活動などのイベントの開催等、休館日における児童館の活用も想定しています。

No.	分類 (件数)	提出意見(要約)	市の考え方
21	職員体制 (6件)	・児童館は非常勤のみの勤務であり、機能強化に 対応できる職員は少ないのではないか。	づき、児童厚生施設である児童館には、児童の遊 びを指導する者を置かなければならないとされて
22		・幅広い年代の子ども達に対応することになるため、限られた人数の児童厚生員では対応は難しいのではないか。	います。 本市における児童館に勤務する児童厚生員は、 保育士資格、教員免許または社会福祉士資格があ ることを必須としており、指定管理者が運営する
23		・民間でも人出不足は深刻であり、処遇改善や正 規職員を配置する方がよいのではないか。	館も含め、専門性を持った職員によって運営されています。 これまでも各児童館の創意工夫により運営をしてきましたが、職員研修も実施しながら、これま
24		・カウンセラー等の専門性のある職員の配置が必要ではないか。【3件】	での取組を継続・発展させながら取り組んでいき ます。
25	運営委員 会 (2件)	・指定管理者制度を導入すると、これまでの地域の運営委員会は残るのか。どのように意見を反映させるのか。【2件】	

No.	分類(件数)	提出意見(要約)	市の考え方
26	施設の管 理 (5件)	・大きな道路のそばにあり、危険を感じていたので市営住宅の跡地に広場もある児童センターに変わることは良かった。	日の出町児童センターの管理方法については、 今後も利用者や地域等の意見を踏まえ、安心して 利用することができる施設となるよう、検討して いきます。
27		・館と広場を遮る道路がある。市のものであるなら、道路も含め囲ってほしい。	
28		・利用者・近隣住民の安全のため、警察を巡回させてほしい。部外者を侵入させないように、防犯対策を万全に。	
29		・館によって開館時間が変わるのはおかしいのではないか。同じサービスが受けられるべきではないか。 ・建物は古い、狭い、それ相応の環境を整えてか	色のある取組を実施し、サービスを提供していく ことが、今後の児童館の運営に必要であると考え
30		ら進めてほしい。	ています。
31	その他 (5件)	・児童館は当然必要だが、教育委員会が出席と認める公的なフリースクールを増やすべき。	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
32		ばならない。	本案件について、広く市民からの御意見をお聴きするため、市報やホームページ等を通じて今回のパブリックコメントを実施したものです。 今後の児童館の運営・運用にあたっては、児童館の職員や利用者の意見を反映することが重要であると考えています。
33	(=1¢0//±)	えるものとなっていないことがある。そして、多くの疑問や懸念する意見があっても、それを顧みることなく当初方針のまま実施されている状況を 感じてる。	貴重な御意見は全て把握させていただいており、意見が多数にのぼる場合は、整理・要約した上で公表させていただいております。いただいた御意見を参考に、今後の施策について検討したいと考えています。

(計68件)